

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月25日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を  
次のように改正する。

第12条の3第1項第2号中「第19条第15号」を「第19条16号」に改める。

第39条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を  
「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたこと及びデジタル庁設置法が制定され、総務省の所掌事務の一部が同庁の所掌事務とされたことに伴い、規定の整備をする必要による。